

## 沼津市生活バス路線維持費補助金交付要綱

平成17年 5月10日

告示第98号

### (趣旨)

第1条 市長は、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、不採算路線の運行を維持する路線バス事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者で、沼津市内に運行系統を有するものをいう。
- (2) 不採算路線 経常利益が生じていないバス路線をいう。

### (補助の対象路線)

第3条 補助の対象路線は、生活上又は通学上必要な不採算路線であって、市長が補助金を交付する必要があると認めた路線とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助の対象路線で補助金の交付を受けようとする年度の前年度の運行によって生じた経常欠損額に相当する額とし、別表に掲げる計算式により算定した額とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費以内の額とし、市長が定める。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。
- 2 沼津市バス路線維持費補助金交付要綱（昭和58年沼津市告示第24号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

科目	計算式
経常欠損額	経常経費－経常収益
経常経費	実車走行距離（k m）×実車走行1 k m当りの経常経費 （注）小数点以下第2位未満を切り捨てた実車走行距離（k m）を乗じ、その算出結果については、1円未満を切り捨てた額とする。
実車走行1 k m当りの経常経費	$\frac{\text{一般乗合旅客自動車運送事業の経常経費}}{\text{一般乗合旅客自動車運送事業の実車走行キロ}}$ （注）小数点以下第3位未満を切り捨てた額とする。
経常収益	運送収入＋運送雑収入＋営業外利益 （注）運送収入の算定にあたっては、原則として市が路線バス事業者とともに年1回以上行う乗降調査により算定する。
運送雑収入	$\frac{\text{実車走行距離（k m）} \times \text{一般乗合旅客自動車運送事業の運送雑収入}}{\text{一般乗合旅客自動車運送事業の実車走行距離（k m）}}$
営業外利益	$\frac{\text{実車走行距離（k m）} \times \text{一般乗合旅客自動車運送事業の営業外収益}}{\text{一般乗合旅客自動車運送事業の実車走行距離（k m）}}$